

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 5年 9月25日
	回答日	令和 5年11月22日
件 名		
休日夜間診療の投薬について		
内 容		
病院に行かなくてもいいよう、休日夜間診療でも、薬は休日分だけでなく必要分出してほしい。		
回 答		
<p>本市では、一次救急医療機関として、大和市地域医療センター休日夜間急患診療所（大和市鶴間一丁目28-5）による診療体制を整えております。</p> <p>当診療所は、あくまで応急処置を行う救急医療機関であるため、翌日以降かかりつけの病院を受診していただく事が前提となっており、休日が続く場合や、医師が数日分の処方が必要と判断した場合を除き、お薬は原則一日分の処方としております。</p> <p>翌日にかかりつけの病院を受診していただき、患者様の病状やその後の経過をしっかりと確認しながら、改めて処方を受ける事は、患者様の命と健康を守るために必要なことと捉えております。</p>		
事務担当課	医療健診課（046-260-5661）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。